

7月1日から

# 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や小・中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課  
☎21-9061または各振興局市民福祉課

6月下旬に新しい受給者証を郵送します



有効期間が6月30日(木)までの「福祉医療費受給者証」(黄色)を持ち、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(ライトグリーン色)を郵送します。

7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。また、所得制限などで受給対象とならなかった方には、

非該当の通知を郵送します。※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

新たに受給資格を有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、問合せ窓口で申請してください。

- ▼昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
- ▼その他、受給資格要件を満たしているが、未申請の方
- ※申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。

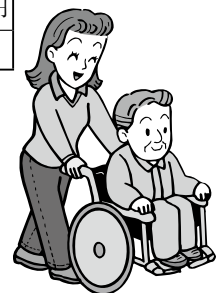
1月2日以降に転入した方等へ

1月2日以降に転入した方(本人、配偶者、扶養義務者)および市外に住んでいる扶養義務者は、平成28年度所得課税証明書(平成27年中の所得)の提出が必要です。※所得課税証明書は、1月1

## 《福祉医療費助成制度》(7月1日から)

制度	対象者	所得制限 (平成27年中の所得)	一部負担金			
			区分	自己負担割合	負担限度月額	
老人医療	65~69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	Ⅱ ※1	2割	外来	12,000円
					入院	35,400円
			Ⅰ ※1	2割	外来	8,000円
					入院	15,000円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は、20歳)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方。低所得者は一部支給基準内であれば対象※5	【一般】	—	外来※2	800円
					入院※4	3,200円
			【低所得】	—	外来※2	400円
					入院※4	1,600円
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】	—	外来※2	600円
					入院※4	2,400円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【低所得】	—	外来※2	400円
					入院※4	1,600円
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること (0歳児は所得制限なし)	—	—	外来※2	400円
					入院	無料
こども医療	小学4年生~中学生	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること (0歳児は所得制限なし)	—	—	外来※3	2割負担 1,600円
					入院	無料

- ※1 昭和24年6月30日以前生まれの方は、【区分Ⅱ】2割負担(外来8,000円、入院24,600円)【区分Ⅰ】1割負担(外来8,000円、入院15,000円)
- ※2 外来の自己負担限度額は、1医療機関・1薬局ごと(月2回まで)
- ※3 外来の自己負担限度額は、2割負担で、1医療機関・1薬局ごと1,600円まで
- ※4 母子家庭等・重度障害者医療の中学生以下の入院は、医療機関で自己負担限度額を支払い後、申請で自己負担限度額分を払い戻し
- ※5 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税で、年金収入を加えた所得80万円以下の方



日現在で住所があった市区町村で入手してください。

**自己負担についての注意**

- ▼兵庫県の医療機関では受給者証を使用できません。いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、問合せ窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。
- ▼健康保険適用外の費用(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・食事代など)は、助成対象外です。
- ▼学校(保育所、幼稚園、小・中学校等)管理下で生じたけが等、災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外です。
- ▼他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

**届出をお願い**

転居、転出、世帯構成の異動、修正申告等があった場合は、受給資格が変わる可能性がありますので、届け出が必要ですよ。

**注目!!**

**子どもの医療費助成を拡充**

市は、医療保険制度の相互扶助の考え方のもとで、子育て世代への経済的な応援として、子どもの医療費助成を拡充します。



- ▼**開始** 7月1日
- ▼**対象** 中学生以下の子ども
- ▼**内容** 外来にかかる医療費助成を次のとおり拡充
- ▼**乳幼児等医療費** 1医療機関、1薬局につき、1日400円まで(月3回以上受診した場合、3回目以降の受診は無料)
- ▼**こども医療費** 2割負担。1医療機関、1薬局につき、月額1600円までの負担
- ※両制度とも同じ医療機関でも、医科(外科、内科など)と歯科はそれぞれ自己負担が必要です。
- ▼**その他** 交付申請などの手続きは不要です。
- ▼**問合せ** 市民課 21-9061または各振興局市民福祉課

**《自己負担限度額等》**

	6月30日まで	7月1日から
乳幼児等医療 (小学3年生以下)	一般 800円 低所得 600円	一律 400円
こども医療 (小学4～中学3年生)	2割	2割負担 月額負担限度額 1,600円 1医療機関等ごと

豊岡市は子育て世代を応援するぞ



毎日の米とき水で花潤う (道)

ごみへらす料理方法考え (丸尾カヨ)

故障した携帯の中金(きん)がある (丸尾文子)

チエックした身近なものにエコがある (三浦健司)

エコエコと声かけ合おう家ぐるみ (としちゃん)

誉めるなら言うなその先けどども (三江登)

握手するひとの命がつきるまで (三江澄子)

絵手紙の画材使つて鍋にする (颯爽)

使つても貯めたポイント期限切れ (三木道子)

日本発もつたないが共通語 (右田俊郎)

考えて衝動買いの物の先 (水野源夫)

がま口と買い物カゴがセピア色 (UKEA)

旧庁舎一部残して新庁舎 (ハタ谷の栃)

人の手と心がこもる米の粒 (のん)

すぐ捨てずちよつと考えりサイクル (武藤哲)

何年も付けて変わらぬ化粧品 (臨海和笑)

**もつたない川柳応募作品紹介 (一般の部、氏名またはペンネーム・敬称略)**

ごみとなる母の着物を洋服に (村尾いつ子)

もつたない包みきれない人の愛 (村尾八重子)

チューナーを宣伝しないデジタル化 (本木和彦)

限りある資源が論ず生き上手 (盛重力哉)

リサイクル通じて伸ばす企画力 (森下誠)

捨てる前今一度見てリサイクル (森本七重)

ほうそう紙裏の白紙で計算し (矢熊久美子)

見限らず知恵と工夫で長らえる (かみふうせん)

エコの為気持ちを入れてもつたない (山縣敏夫)

エコと言うけちな暮らして今日も生き (山内祐次)

少しだけ不便な方が知恵も湧く (山下秀明)

晴れなのに寝てるだけではもつたない (山田仁美)

風呂水も洗濯水に様変わり (山根早苗)

再利用エコに拍車かけてみる (山根房子)

エコ系が母の口ぐせベスト3 (山野大輔)

物価高庭に咲くのは野菜だけ (山本佳世子)